

マイカー通勤 管理規程

株式会社 大 成

第 1 条（目 的）

この規程は、次条に規定するマイカーを使用して通勤（以下「マイカー通勤」という）する場合の要件および管理等に関する事項を定め、マイカー通勤中の安全を図ることを目的とする。

第 2 条（定 義）

この規程において「マイカー」とは、道路交通法に規定する「運転免許を要する自動車（自動二輪車を含む）および原動機付自転車」のうち、従業員が所有または占有するものをいう。

第 3 条（申 請）

マイカー通勤を希望する者は、次の書類を会社に提出し、許可を受けなければならない。

1. マイカー通勤許可申請書
2. マイカー通勤誓約書
3. 保険証書の写し
4. その他会社が指定する書類

第 4 条（許可の基準）

会社は、次の基準すべてを満たす場合に限り、マイカー通勤の許可を与えるものとする。

1. 通勤のための公共交通機関がないこと、または公共交通機関を利用した場合以上の利便性が明白であること
2. 自動車損害賠償責任保険に加入していること
3. 次の条件を満たす自動車保険（任意）に加入していること
 - ① 対人賠償保険 無制限
 - ② 対物賠償保険 無制限
 - ③ 車両の使用目的が通勤を含むものであること
2. 前項第 5 号の自動二輪車および原動機付自転車の自動車保険（任意）については、会社の認める別の基準で許可することがある。

第 5 条（許 可）

会社は、前条の許可基準に基づき審査の上、マイカー通勤の許可を行う。許可の有効期間は、前条第 1 項第 5 号に定める保険の満期日までとする。

第 6 条（届 出）

マイカー通勤者は、次の各号の一に該当するときは、会社書面にて遅滞なく届け出なければならない。

1. マイカーの買替え等により、車両の変更があったとき
2. 通勤経路を変更したとき
3. マイカー通勤をやめるとき、またはやめたとき
4. 交通事故または交通違反があったとき
5. 自動車損害賠償責任保険または自動車保険（任意）を更新、変更または解約したとき

第 7 条（不許可・許可の取り消し）

会社は、マイカー通勤者が次の各号の一に該当するときは、マイカー通勤の許可を与えず、または既に与えた許可を取り消すものとする。

1. 交通違反件数が多いとき
2. 飲酒運転など悪質な交通違反の事実が判明したとき
3. 正常な運転を維持できない健康状態または精神状態にあると認められるとき
4. 医師等により運転を禁止されたとき
5. 遅刻の頻度が多い等の理由により、通勤途上の運転への悪影響が懸念されるとき
6. 再三の注意にもかかわらず、会社が指定した場所への駐車を行わないとき
7. 前条各号に該当する事由があるにもかかわらず、届出がなされていないとき
8. 自動車損害賠償責任保険を解約したとき
9. 自動車保険（任意）を変更することにより第4条第1項第5号の基準を満たさなくなったとき、または解約したとき
10. 前各号の他、道路交通法その他の関係諸法令またはこの規程に違反する行為が判明し、会社が不許可・許可の取り消しが妥当と判断したとき

第 8 条（運 転 禁 止）

マイカー通勤者は、次の各号の一に該当するときは車両の運転をしてはならない。

1. 飲酒したとき（就業規則第16条7項により解雇）
2. 運転免許証を携帯していないとき
3. 疾病・過労等により正常な運転を行えない状態にあるとき
4. 天災地変等により、運転が困難な道路状況であるとき
5. 前各号の他、道路交通法その他の関係諸法令、またはこの規程に違反する事実が認められるとき

第 9 条 （業務上使用の禁止）

マイカー通勤者は、業務のためにマイカーを使用してはならない。業務上使用する必要がある場合はマイカー業務使用許可申請書の提出し許可を受けなければならない。

第 10 条 （社名使用の禁止）

マイカー通勤者は、マイカーの車体に会社の名称・屋号等の記載もしくは塗装、または会社の名称・ロゴマークの印刷されたステッカー等を貼付する等、外観上会社所有と判断されるおそれのある仕様を施してはならない。

第 11 条 （駐 車）

マイカー通勤者は、会社が指定する場所以外にマイカーを駐車してはならない。

2. マイカー通勤者は、前項の場所に駐車中のマイカーについて、盗難、破損等の事故を避けるために必要な注意を払わなければならない。
3. マイカー通勤者は、会社の都合により駐車場の変更、廃止または縮小に至ったときは、直ちに第 1 項の指定場所を明け渡すものとし、新たに会社が指定した場所に駐車するものとする。

第 12 条 （安 全 運 転）

マイカー通勤者は、道路交通法その他の関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。

第 13 条 （事故の取扱い）

マイカー通勤者が通勤中に事故を起こした場合、会社に対し、直ちにその旨を報告するとともに、遅滞なく交通事故報告書を提出するものとする。

第 14 条 （運転者の責任）

会社は、次の場合には一切責任を負わない。

1. マイカー通勤者が運転中に事故を起こしたとき
2. マイカー通勤者が、会社の指定する場所に駐車中に、盗難、破損等の被害に遭ったとき
3. マイカー通勤者が交通違反を犯したことにより、罰金・科料または反則金を科せられたとき

第 15 条 （会社の求償権および懲戒）

マイカー通勤者が起こした事故によって会社が損害を被ったときは、会社は当該マ

マイカー通勤者に対して当該損害の賠償を請求することがある。

2. 前項の損害賠償請求は、当該事故に対する懲戒処分を妨げない。

第 16 条 (通勤に対する補助)

会社は、マイカー通勤者に対し、通勤手当以外の補助は行わないものとする。

附 則

1. 本規程は 2020 年 7 月 7 日より施行する。